

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月12日

【四半期会計期間】 第158期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

【会社名】 ダイソー株式会社

【英訳名】 DAISO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 佐藤 存

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目12番18号

【電話番号】 大阪(06)6110局1560(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員
柴野 美知朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号
ダイソー株式会社東京支社

【電話番号】 東京(03)6701局3520(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員東京支社長
内堀 貴弘

【縦覧に供する場所】 ダイソー株式会社東京支社
(東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第157期 第2四半期 連結累計期間	第158期 第2四半期 連結累計期間	第157期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	43,642	40,639	82,489
経常利益 (百万円)	2,428	2,156	4,246
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,371	1,069	1,940
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,152	362	2,036
純資産額 (百万円)	34,331	34,807	34,843
総資産額 (百万円)	66,342	71,133	67,677
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13.01	10.15	18.41
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	12.65	9.86	17.90
自己資本比率 (%)	51.6	48.9	51.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	139	626	3,950
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,417	3,641	2,340
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	466	1,229	1,385
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	3,913	4,034	5,881

回次	第157期 第2四半期 連結会計期間	第158期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5.56	3.72

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はない。

なお、「基礎化学品」の事業区分において、平成24年4月1日に岡山化成株式会社を連結子会社に行っている。また、「機能化学品」の事業区分において、平成24年9月1日に株式会社インペックスを連結子会社に行っている。

この結果、平成24年9月30日現在では、当社グループは、当社、子会社7社により構成されることとなった。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

(売上高)

当第2四半期連結累計期間における売上高は、406億3千9百万円と前年同期比6.9%減少となった。

基礎化学品では、クロール・アルカリは、国内需要が堅調に推移したが、エピクロルヒドリンは、主用途である電子材料向けエポキシ樹脂需要の減少および海外市況軟化の影響を受け、売上高が減少した。この結果、売上高は195億9千6百万円と前年同期比5.5%減少となった。

機能化学品では、アリルエーテル類は、国内外ともに販売数量が低調に推移したため、売上高は減少した。エピクロルヒドリンゴムは、自動車用途では国内およびドイツ、韓国、中国等の輸出が増加し、またOA機器用途も堅調に推移したため、売上高が増加した。ダップ樹脂については、モノマーの中国、欧州への絶縁ワニス用途向けが減少したが、ポリマーのUVインキ用途向けが増加したため、売上高が微増となった。液体クロマトグラフィー用シリカゲルは、医薬品精製用途向けで欧州を中心に輸出が好調に推移したため、売上高が増加した。医薬品原薬・中間体は、抗潰瘍薬中間体、筋疾患治療薬原薬、診断薬原料などが好調に推移したが、バイオ医薬品原料、アミノ酸誘導体などが低調であったため、売上高が減少した。電極は、大口顧客であるソーダ電解設備メーカーからの受注減少により、売上高が減少した。カラーレジストは、海外向けスマートフォン・タブレット需要が底堅く推移したため、売上高が増加した。この結果、売上高は129億4百万円と前年同期比9.8%減少となった。

住宅設備ほかでは、化粧板などのダップ加工材は、ファブレス生産となった不燃化粧板の売上高が増加したが、住宅関連製品では、節電関連商品の需要が一段落したこともあり、売上高が減少した。エンジニアリング部門は、国内化学産業の設備更新および増産工事の案件減少を受け、売上高が減少した。この結果、売上高は81億3千8百万円と前年同期比5.4%減少となった。

(営業利益)

当第2四半期連結累計期間における営業利益は、21億2千7百万円と前年同期比12.6%減少となった。販売数量が減少したため減益となった。

(四半期純利益)

当第2四半期連結累計期間における四半期純利益は、10億6千9百万円と前年同期比22.0%減少となった。営業利益が減少したため減益となった。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、3.2%増加し407億5千2百万円となった。これは主として受取手形及び売掛金が16億4千5百万円増加したことによる。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、7.8%増加し303億8千万円となった。これは主として機械装置及び運搬具が22億2千9百万円増加、投資有価証券が17億4千9百万円減少したことによる。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、5.1%増加し711億3千3百万円となった。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、0.8%増加し298億円となった。これは、主として短期借入金が20億円増加、支払手形及び買掛金が17億1千3百万円減少したことによる。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、100.4%増加し65億2千5百万円となった。これは、主として長期借入金が32億2千5百万円増加したことによる。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて、10.6%増加し363億2千6百万円となった。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べて、0.1%減少し348億7百万円となった。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、18億4千7百万円減少し40億3千4百万円となった。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、6億2千6百万円の収入（前年同四半期は1億3千9百万円の収入）となった。これは主に、増加要因として税金等調整前四半期純利益が17億6千1百万円、減価償却費が11億8千5百万円となり、一方、減少要因として仕入債務が9億9百万円減少、たな卸資産が7億5百万円、売上債権が5億8千4百万円増加したことによる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、36億4千1百万円の支出（前年同四半期は14億1千7百万円の支出）となった。これは主に、有形固定資産の取得による支出22億2千7百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出14億8百万円による。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、12億2千9百万円の収入（前年同四半期は4億6千6百万円の支出）となった。これは主に、短期借入金の純増減額4億1千8百万円の減少、長期借入れによる収入42億円、長期借入金の返済による支出7億2千万円による。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はない。

当社は、第153回定時株主総会において「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「前プラン」という。）を導入した。当社は、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図るため、さらなる検討をした結果、第156回定時株主総会において前プランを一部変更するとともに（以下、変更後の対応策を「本プラン」という。）、継続することとなった。

本プランの主な変更点は次のとおりである。

企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に準拠した変更

- ・ 取締役会評価期間の開始日を十分な情報が提供された後とすることにより、十分な情報に基づく大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示を可能にした。
- ・ 取締役会評価期間の開始日を、情報の提供が完了した旨公表した日とすることにより明確化した。

法律等の改正に伴う変更

- ・ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う用語等の変更をした。
- ・ 金融商品取引法の改正に伴う用語等の変更をした。

その他日付および表現の修正等の変更

1. 本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為に応じて当社株式を売却されるかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであると考えている。

ところで、当社グループは、創業以来一貫して研究開発型の化学会社を志向しており、事業分野も創業時から取り扱っている基礎化学品事業、市場シェアの高い高付加価値を有する機能化学品事業並びに住宅設備等の事業など、製造から販売に至るまで多岐にわたっている。また、当社グループの経営においては、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果やノウハウ並びに創業以来蓄積された国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等へ理解が不可欠である。

このような当社の特色からすれば、株主のみなさまが、短期間で、当社グループの研究開発成果やノウハウの事業化の可能性、グループ企業の活動の有機的結合や事業間の技術シナジーなどを適切に把握し、当社の内在的価値を適時に的確に評価することは、容易でないものと思われる。そのため、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社株主のみなさまに適切な判断をしていただくためには、当社取締役会を通じ、株主のみなさまに大規模買付行為に関する十分な情報を提供する必要があると考えている。株主のみなさまに大規模買付行為に関する情報が十分に提供されることは、株主のみなさまが、大規模買付者が当社の経営に参画した際の経営方針や事業計画の内容および大規模買付行為における対価の妥当性等を判断される上で有益であると考えている。また、当社取締役会は、株主のみなさまの判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示し、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主のみなさまへ代替案を提示することも予定している。

株主のみなさまは、大規模買付行為に関する十分な情報の提供を受け、また、大規模買付行為に当社取締役会の意見や代替案の提示を受け、これらを十分検討することにより、大規模買付行為に応じるか否かにつき判断することが可能になると考えている。

以上のような観点から、当社は、第153回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認をいただき、前プランを導入した。

そして、今後も、前プランの適用可能性があるような大規模買付者が現れる可能性は否定できないため、今般、当社取締役会は、前プランに一部変更を加えた上で継続することにした。

2. 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）に対して適用されるものとする。

注1：特定株主グループとは、

当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、または、

当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。

注2：議決権割合とは、特定株主グループが 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も加算するものとする。）、 記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。

なお、議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とする。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」という。）に従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考える。

（１）情報提供

まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主のみなさまの判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただく。

大規模買付情報の項目は以下のとおりである。

- １）大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含む。）
- ２）大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の額・内容・算定根拠、大規模買付行為に要する資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含む。）
- ３）大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含む。）
- ４）大規模買付行為後５年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「大規模買付行為後の経営方針等」という。）
- ５）大規模買付行為後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠

６）その他上記４）に関連し、当社取締役会および独立委員会が適切な判断をするために必要とする情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本プランに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととする。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただく。当社は、この意向表明書の受領後原則として５営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より５営業日以内に当社宛ご提出いただくこととする。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがある。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報が、当社株主のみなさまの判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示する。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から十分な大規模買付情報が提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表する。

(2) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、十分な大規模買付情報の提供が完了した旨公表した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として与えられるべきものとする。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとする。取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示する。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもある。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しない。但し、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」という。）に対しては、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがある。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の意見を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得た上で、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することとする。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがある。

4. 当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けている（以下、「本ガイドライン」という。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続を進めなければならないこととしている。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えている。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

- 1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
 - 2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
 - 3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
 - 4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的である場合
 - 5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買収対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし著しく不十分または著しく不適切なものである場合
 - 6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
 - 7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく害することが明白な買収である場合
- と定めている。

(2) 独立委員会の設置

新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動の是非に関する最終的判断は当社取締役会が行うことから、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社は、社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置する。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に意見を述べる。当社取締役会の決定に際しては独立委員会による意見を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続を経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けている。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮している。

5. 当社株主、投資家のみなさまに与える影響への配慮

(1) 本プランが株主・投資家のみなさまに与える影響等

本プランは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としている。これにより、当社株主のみなさまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社株主共同の利益の保護につながるものと考え、

従って、本プランを設定することは、当社株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えている。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なるので、当社の株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意していただきたい。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守るため、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことがあるが、具体的対抗措置の仕組上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主のみなさまが法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していない。当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主のみなさま、投資家のみなさまおよびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定である。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主のみなさまは引受けの申込みをすることなく新株予約権の無償割当てを受けるが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込をして頂く必要がある場合もある。かかる手続の詳細については、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせする。但し、名義書換未了の当社株主のみなさまについては、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了して頂く必要がある。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合がある。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じないので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った株主および投資家のみなさまは、株価の変動により損害を被るおそれがある。

6. 本プランの有効期間および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、当社の第156回定時株主総会終結時から当社の平成26年6月開催予定の第159回定時株主総会終結の時までとする。但し、第159回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成29年6月開催予定の当社第162回定時株主総会終結の時まで延長されるものとする。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

- 1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- 2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等をふまえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合がある。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主のみなさまおよび投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会または独立委員会が必要と判断する事項を適時に開示する。

7. 本プラン導入状況についての補足説明

本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に賛成する旨の意見を述べている。

なお、当社は、適時かつ適切に開示を行っていく予定であるが、当社株主のみなさまおよび投資家の方々においても、当社株式に関する大規模買付行為が行われた場合には、その後の動向把握等に努められるようお願いしたい。今後、当社株主のみなさまおよび投資家の方々に影響を与える具体的対抗策を発動することを決定した場合には、その詳細について直ちに公表することとする。

8. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の三原則の充足

経済産業省は平成17年5月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表している。これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」という。）においては、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則、という三原則が定められている。

そして、企業価値（株主利益に資する会社の財産、収益力、安定性、成長力等を指す。）・株主共同の利益（株主全体に共通する利益）の確保・向上の原則については、前述のとおり、本プランは、当社の株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としているので、当社株主のみなさまは十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となる。

本プランでは企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準拠し、取締役会評価期間の開始日を十分な情報が提供された後とすることにより、大規模買付情報の適正な検討を可能にしている。

次に、事前開示・株主意思の原則については、本プランは、事前にその内容が開示されるものであるため、当社株主のみなさまおよび投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの採用・有効期間の延長も当社の株主のみなさまのご承認を条件としている上、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しているため、当社株主のみなさまの合理的意思が反映される仕組みとなっている。

さらに、必要性・相当性の原則については、本プランは、具体的対抗措置発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性の担保を図る措置を確保している。

また、本プランは、東京証券取引所および大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨にも合致している。

(2) まとめ

以上のとおり、本プランは、買収防衛策に関する各種の要件を充足しており、十分な合理性を有しているものであると考えている。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は6億8千1百万円である。なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	111,771,671	111,771,671	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は、 1,000株である
計	111,771,671	111,771,671	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		111,771,671		10,882		9,393

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	4,692	4.19
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,384	3.92
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18番14号	4,240	3.79
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	4,113	3.68
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,903	3.49
株式会社伊予銀行	愛媛県松山市南堀端町1番地	3,744	3.35
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,542	3.16
帝人株式会社	大阪市中央区南本町1丁目6番7号	3,393	3.03
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,348	2.99
旭化成ケミカルズ株式会社	東京都千代田区神田神保町1丁目105番地	2,933	2.62
計		38,295	34.26

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社3,903千株である。

2 上記のほか当社保有の自己株式6,370千株(5.69%)がある。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,370,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,001,000	105,001	-
単元未満株式	普通株式 400,671	-	-
発行済株式総数	111,771,671	-	-
総株主の議決権	-	105,001	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式687株が含まれている。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) ダイソー株式会社	大阪市西区阿波座 1丁目12番18号	6,370,000	-	6,370,000	5.69
計	-	6,370,000	-	6,370,000	5.69

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりである。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役 上席執行役員	R & D本部長兼開発企画 部長兼事業化推進セン ター長 D S ウェルフーズ(株)代表 取締役社長	遠藤 善一郎	平成24年9月30日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,882	4,034
受取手形及び売掛金	1 23,301	1 24,947
有価証券	1,999	-
商品及び製品	6,137	6,993
仕掛品	936	939
原材料及び貯蔵品	1,741	2,112
その他	1,512	1,734
貸倒引当金	6	9
流動資産合計	39,505	40,752
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	5,385	7,614
その他（純額）	10,621	10,988
有形固定資産合計	16,006	18,603
無形固定資産		
のれん	2 256	2 1,229
その他	142	114
無形固定資産合計	398	1,344
投資その他の資産		
投資有価証券	10,019	8,269
その他	1,757	2,172
貸倒引当金	9	8
投資その他の資産合計	11,767	10,433
固定資産合計	28,172	30,380
資産合計	67,677	71,133

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 14,859	1 13,145
短期借入金	7,730	9,730
1年内返済予定の長期借入金	590	1,105
1年内償還予定の新株予約権付社債	1,463	-
未払法人税等	746	873
その他	4,188	4,946
流動負債合計	29,578	29,800
固定負債		
長期借入金	365	3,590
退職給付引当金	2,311	2,408
役員退職慰労引当金	576	522
その他	4	4
固定負債合計	3,256	6,525
負債合計	32,834	36,326
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,882	10,882
資本剰余金	9,394	9,394
利益剰余金	14,923	15,624
自己株式	1,648	1,648
株主資本合計	33,551	34,251
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,224	510
繰延ヘッジ損益	0	6
その他の包括利益累計額合計	1,224	517
新株予約権	66	37
純資産合計	34,843	34,807
負債純資産合計	67,677	71,133

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	43,642	40,639
売上原価	36,141	33,707
売上総利益	7,501	6,931
販売費及び一般管理費	¹ 5,067	¹ 4,804
営業利益	2,433	2,127
営業外収益		
受取利息	6	8
受取配当金	147	150
その他	41	49
営業外収益合計	195	208
営業外費用		
支払利息	41	43
為替差損	140	118
その他	19	17
営業外費用合計	200	179
経常利益	2,428	2,156
特別利益		
固定資産売却益	-	0
新株予約権戻入益	0	29
特別利益合計	0	29
特別損失		
固定資産除却損	130	274
投資有価証券評価損	-	150
その他	2	-
特別損失合計	133	424
税金等調整前四半期純利益	2,296	1,761
法人税、住民税及び事業税	873	773
法人税等調整額	51	81
法人税等合計	924	692
四半期純利益	1,371	1,069

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
四半期純利益	1,371	1,069
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	220	713
繰延ヘッジ損益	2	6
その他の包括利益合計	218	706
四半期包括利益	1,152	362
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,152	362
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,296	1,761
減価償却費	1,358	1,185
のれん償却額	13	23
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	3
退職給付引当金の増減額(は減少)	2	5
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	15	69
受取利息及び受取配当金	154	159
支払利息	41	43
為替差損益(は益)	107	61
固定資産除却損	130	274
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	-	150
売上債権の増減額(は増加)	1,866	584
たな卸資産の増減額(は増加)	1,074	705
未払消費税等の増減額(は減少)	110	307
仕入債務の増減額(は減少)	162	909
その他	60	174
小計	861	1,208
利息及び配当金の受取額	154	159
利息の支払額	41	43
法人税等の支払額	833	697
営業活動によるキャッシュ・フロー	139	626
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,306	2,227
有形固定資産の売却による収入	2	3
無形固定資産の取得による支出	0	22
投資有価証券の取得による支出	99	8
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	1,408
その他	14	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,417	3,641
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,100	418
長期借入れによる収入	-	4,200
長期借入金の返済による支出	1,180	720
社債の償還による支出	-	1,463
配当金の支払額	386	368
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	466	1,229
現金及び現金同等物に係る換算差額	107	61
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,851	1,847
現金及び現金同等物の期首残高	5,764	5,881
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 3,913	1 4,034

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)
連結の範囲及び持分法適用の範囲の重要な変更 前連結会計年度において持分法を適用していた岡山化成株式会社は、株式を追加取得したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含め、持分法適用の範囲から除外している。 当第2四半期連結会計期間より、新たに株式を取得した株式会社インボックスを連結の範囲に含めている。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)
会計方針の変更 (有形固定資産の減価償却方法の変更) 従来、親会社は機械装置のうち有機関係設備の主要部分と研究開発設備、子会社は一部の有形固定資産について、それぞれ定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更し、全ての有形固定資産について定額法を採用している。 これは、平成23年3月に公表した中期経営計画「DYNAMIC ACTION - 13」に基づくアリルクロライド・エピクロルヒドリンの生産能力増強をはじめとする総額300億円の投資計画（平成24年3月期～平成26年3月期）を契機に減価償却方法を改めて検討した結果、定率法から定額法に変更することが合理的であると判断したものである。 当社グループは、これまで、アリルクロライド、エピクロルヒドリンおよびこれらの誘導体であるエピクロルヒドリンゴム、ダップ樹脂をはじめとする製品群の市場への普及に向けて、研究開発および設備投資を重ねてきた。これに伴い各製品の用途が拡大し、各製品がそれぞれ市場で一定の地位を確保しつつあることから、今後はこれらの製品群から長期的かつ安定的な収益獲得が見込まれ、関係する有形固定資産についても今後は長期的かつ安定的に稼働し、収益獲得に貢献することが見込まれる状況となっている。 このため、今回の投資計画に基づく製造設備が本格的に稼働する第1四半期連結会計期間から耐用年数にわたり均等に費用配分することで、使用実態をより適切に反映できるものと判断し、従来の償却方法を見直し、定額法を採用することとした。 この結果、従来の方法によった場合と比べ、売上総利益は206百万円、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ220百万円増加している。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理している。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理している。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	1,552百万円	1,367百万円
支払手形	114百万円	237百万円

2 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは、相殺表示している。相殺前の金額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
のれん	265百万円	1,236百万円
負ののれん	9百万円	6百万円
差引き	256百万円	1,229百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
販売運賃及び諸掛	1,814百万円	1,831百万円
役員報酬	128百万円	134百万円
給料・賞与	1,159百万円	1,162百万円
退職給付費用	93百万円	118百万円
役員退職慰労引当金繰入額	51百万円	52百万円
減価償却費	154百万円	54百万円
のれん償却額	16百万円	25百万円
研究開発費	790百万円	681百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	3,213百万円	4,034百万円
有価証券勘定	699百万円	-百万円
現金及び現金同等物	3,913百万円	4,034百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会(注)	普通株式	421	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月13日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額4.00円には、創立95周年記念配当1.00円を含んでいる。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	368	3.50	平成23年9月30日	平成23年12月9日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	368	3.50	平成24年3月31日	平成24年6月12日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	368	3.50	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	合計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
売上高						
(1)外部顧客への 売上高	20,738	14,304	8,598	43,642	-	43,642
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	11	1	281	293	293	-
計	20,749	14,306	8,880	43,936	293	43,642
セグメント利益	1,571	1,401	42	3,015	581	2,433

(注) 1 セグメント利益の調整額 581百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用である。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究開発等および管理部門の一部に係る費用である。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	基礎化学品	機能化学品	住宅設備ほか	合計	調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
売上高						
(1)外部顧客への 売上高	19,596	12,904	8,138	40,639	-	40,639
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	61	0	185	247	247	-
計	19,658	12,904	8,324	40,887	247	40,639
セグメント利益	1,324	1,317	94	2,736	609	2,127

(注) 1 セグメント利益の調整額 609百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用である。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない基礎研究開発等および管理部門の一部に係る費用である。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

3 「会計方針の変更等」に記載したとおり、従来、親会社は機械装置のうち有機関係設備の主要部分と研究開発設備、子会社は一部の有形固定資産について、それぞれ定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更し、全ての有形固定資産について定額法を採用している。これに伴い、従来の方法によった場合と比べ、セグメント利益は、基礎化学品において15百万円、機能化学品において195百万円、住宅設備ほかにおいて0百万円それぞれ増加し、調整額(全社費用)は8百万円減少している。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社インペックス

事業の内容 ガラス繊維、機械部品の輸入販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、アリルクロライド、エピクロルヒドリン誘導体を中心とする機能化学品をコア事業として位置づけており、株式会社インペックスを子会社とすることにより、機能化学品の新市場・新規顧客の開拓を加速させ、海外市場での営業基盤の拡充を図るため。

(3) 企業結合日

平成24年9月3日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はない。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成24年9月1日から平成24年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 1,245百万円

取得に直接要した費用 2百万円

被取得企業の取得原価 1,247百万円

4. 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

983百万円

なお、当該のれんは取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額である。

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産額を上回ったため、その差額をのれんとして認識している。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	13円01銭	10円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,371	1,069
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,371	1,069
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,404	105,401
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	12円65銭	9円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	3,016	3,016
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

1 訴訟

東京、北海道、大阪、京都、千葉、埼玉、兵庫、徳島各都道府県在住の建設作業従事者およびその遺族から、国および当社ほか40数社に対して、アスベストを原因とする健康被害に基づく損害賠償請求訴訟が、平成20年5月16日付で東京地方裁判所（請求額：66億2千2百万円）、平成22年4月23日付で東京地方裁判所（請求額：53億9千万円）、平成23年4月25日付で札幌地方裁判所（請求額：6億5千4百万円）、平成23年6月3日付で京都地方裁判所（請求額：4億2千3百万円）、平成23年7月13日付で大阪地方裁判所（請求額：3億8千5百万円）、平成23年11月21日付で札幌地方裁判所（請求額：1億5千4百万円）、平成23年12月7日付で大阪地方裁判所（請求額：3千8百万円）、平成23年12月7日付で京都地方裁判所（請求額：1億1千5百万円）、平成24年7月12日付で京都地方裁判所（請求額：2億3千1百万円）、平成24年9月14日付で大阪地方裁判所（請求額：7千7百万円）において提起されている。

また、神奈川県在住の建設作業従事者及びその遺族から、国及び当社ほか40数社に対して、アスベストを原因とする健康被害に基づく損害賠償請求訴訟が、平成20年6月30日付及び平成22年4月25日付で横浜地方裁判所に提起されていたが、平成24年5月25日原告の請求を棄却する第一審判決が下された。その後、平成24年6月8日原告が控訴し、現在東京高等裁判所に係属中である。

2 中間配当

第158期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）中間配当について、平成24年11月9日開催の取締役会において、平成24年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議した。

配当金の総額	368百万円
1株当たりの金額	3円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成24年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

ダイソー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増田	豊	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅原	隆	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイソー株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイソー株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社及び連結子会社は、従来、親会社は機械装置のうち有機関係設備の主要部分と研究開発設備、子会社は一部の有形固定資産について、それぞれ定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更し、全ての有形固定資産について定額法を採用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。